

令和6年2月定例会

小平・村山・大和  
衛生組合議会

日 時 令和6年2月15日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場



# 小平・村山・大和衛生組合議会

## 令和6年2月定例会

日 時 令和6年2月15日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

### 1. 出席議員（10名）

1番 佐藤 徹	2番 柴尾ひろみ
4番 三輪博美	5番 尾崎利一
6番 押本 修	7番 木戸岡秀彦
8番 中野志乃夫	9番 清水彩子
10番 鈴木 明	11番 高橋弘志

### 2. 欠席議員（2名）

3番 外山まなみ	12番 藤枝奈々
----------	----------

### 3. 出席説明員

管 理 者 小林洋子	副 管 理 者 和地仁美
副 管 理 者 山崎泰大	助 助 役 伊藤俊哉
会 計 管 理 者 滝澤徳一	事 務 局 長 足立浩志
総 務 課 長 三野正彦	業 務 課 長 岩本尚史
建 設 課 長 小暮与志夫	業 務 課 長 補 佐 渡邊正志

## 議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第4号 令和6年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について
- 第7 議案第5号 令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算
- 第8 議案第6号 新ごみ処理施設建設工事請負契約の変更について

午前9時30分 開議

○議長【木戸岡秀彦】 皆さん、おはようございます。早朝よりお集まりいただき、ありがとうございます。

本日は開議時間を30分早めまして、9時30分といたしましたので御了承願います。また、小平市の外山議員から欠席の申出がありましたので、御報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

## 日程第1 会期の決定

○議長【木戸岡秀彦】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【木戸岡秀彦】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

4番 三輪博美議員

8 番 中野志乃夫議員

11 番 高橋弘志議員

以上、3名の方をお願いいたします。

### 日程第3 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合監査委員 の選任につき同意を求めることについて

○議長【木戸岡秀彦】 日程第3、議案第1号「小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、現在監査委員をお願いしております三ツ寺俊行氏が来る3月31日をもちまして任期満了を迎えますが、引き続き三ツ寺氏を監査委員に選任したいと考え、議会の同意を賜りたく提案申し上げるものでございます。

三ツ寺氏は、組合の行財政運営が適切かつ効率的に行われるよう尽力され、優れた実績を上げてこられましたことは、御承知のとおりでございます。財務管理に関する豊富な経験と優れた識見をお持ちであり、その高潔で誠実なお人柄は、監査委員として最善の方であると考えております。何とぞ御理解を賜りまして、御同意をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 提案説明が終わりました。

本案は、人事案件でございますので、質疑、討論は省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

直ちに採決いたします。議案第1号「小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」、本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 日程第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長【木戸岡秀彦】 日程第4、議案第2号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第2号につきまして説明を申し上げます。

本案は、職員の給与の改定につきまして、民間における給与水準等を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、第1点目として、給料表の改定でございます。

本年度の改定後の東京都給料表に準じた内容により改定を行うものでございます。

第2点目として、期末・勤勉手当の支給月数の改定でございます。

来年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ

0.05月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を現行の4.55月から4.65月とするものでございます。

なお、本年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げるものでございます。

再任用職員につきましても、同様に、来年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を現行の2.40月から2.45月とし、本年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

これらの給与改定に伴う人件費の増加につきましては、おおむね140万円を見込んでおります。

なお、これらの内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

これらの施行期日は、公布の日を予定しておりますが、給料表の改定につきましては、令和5年4月1日から適用するものとし、勤勉手当の支給月数の改定につきましては、令和5年12月1日から適用いたします。

以上が、本案の内容でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 提案説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第2号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに



賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 日程第5 議案第3号 令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）

○議長【木戸岡秀彦】 日程第5、議案第3号「令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第3号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141億9,304万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ170億3,858万6,000円とするものでございます。

また、新ごみ処理施設建設工事等につきまして、令和6年度分の経費に係る歳入歳出を追加の上、繰越明許費の設定をするほか、地方債の補正をするものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【足立浩志】 おはようございます。よろしくお願いいたします。令和

5年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

補正額でございますが、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141億9,304万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ170億3,858万6,000円とするものでございます。

ページを2枚おめくりください。

左側のページ、第2表、繰越明許費でございますが、これらはいずれも新ごみ処理施設の建設に係る令和6年度に施工等を行う分の経費でございます。

新ごみ処理施設の建設につきましては、国庫補助金として、循環型社会形成推進交付金を活用しております。国の令和5年度の補正予算において、防災・減災、国土強靱化を加速させるための取組として、循環型社会形成推進交付金の予算が増額されております。

こうした中、当組合の令和6年度に施工する新ごみ処理施設建設工事が、国の補正予算による令和5年度の循環型社会形成推進交付金の交付対象と内示され、組合が要望する交付金の満額を確保することができる見通しとなりました。

このことに当たり、国において、今回の令和5年度補正予算分の循環型社会形成推進交付金が翌年度に繰り越されることに合わせまして、当組合の予算も繰り越す必要が生じたので、令和6年度に施工等を行う分の新ごみ処理施設建設事業に係る歳入歳出予算を令和5年度予算に追加した上で、翌年度への繰越明許費として設定するものでございます。

次に、右側のページの第3表、債務負担行為補正を御覧ください。

足湯施設舗装改修工事でございますが、足湯溝内の植物根により舗装にひび割れ等が生じていることから、舗装改修工事を行うものでございます。こちらは、来年度4月の焼却炉の停止期間に改修工事を実施する必要があることから、今年度内に契約を締結し、工事の準備を進めることができるよう、債務負担行

為を追加するものでございます。

新ごみ処理施設整備運営（令和5年度インフレスライド適用工事請負費分）については、先ほど説明申し上げましたとおり、新ごみ処理施設令和6年度施工分を補正予算として計上したことに伴い、期間の変更及び限度額の減額をするものでございます。

ページを1枚おめくりください。第4表、地方債を御覧ください。

こちらは、新ごみ処理施設の建設費の財源の一つである地方債について、先ほど説明申し上げましたものと同じ経緯により、令和6年度施工分の起債の限度額を新たに設定するものでございます。

ページを4枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。

歳入予算の補正内容につきまして、説明いたします。

このうち3款国庫支出金、1項1目廃棄物処理施設整備費補助金、5款繰入金1項2目施設整備基金繰入金及び8款組合債1項1目組合債は、第2表及び第4表につきまして説明申し上げました、新ごみ処理施設の建設に係るものでございます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、両基金の運用益として、定期預金利子があったことにより増額するものでございます。

7款諸収入、2項1目雑入では、アルミ売払い等につきまして、鉄スクラップ価格の上昇により、鉄くず等の売払単価が予想を上回る結果となったことなどから増額するほか、今年度のペットボトルの単価や引渡し量の見込みなどに基づき、容器包装リサイクル協会拠出金を増額するものなどでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出予算の補正内容につきまして、説明いたします。

初めに、2款総務費でございます。

1項1目一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費では、

職員の異動等による変動などに伴う増額または減額をするものでございます。

12節委託料は、契約差金が生じたこと等により、それぞれ減額するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、えんとつフェスティバル及び職員互助会事業を中止したことに伴い、補助金を皆減するものでございます。

続いて、同項2目財産管理費でございます。

10節需用費は、車両の燃料費が見込みを下回ったことによる減額でございます。

24節積立金につきましては、歳入で説明いたしました、運用益の増を基金に積み立てるため、それぞれ増額いたします。

このほか、財政調整基金につきましては、容器包装リサイクル協会からの拠出金及び今回の補正予算の財源調整による積立てをいたします。

続いて、3款塵芥処理場費、1項2目塵芥処理維持管理費でございます。

10節需用費は、ごみ焼却施設で使用する薬品油脂類の購入単価が見込みを下回ったことによる減額のほか、電気料金の燃料調整費が見込みを下回ったことなどによる減額でございます。

12節委託料は、主には処理・処分等委託の再資源化の減額がございます。

再資源化を委託している不燃・粗大ごみの破碎残渣の量が見込みを下回ることによる減額のほか、鉄スクラップ価格の上昇により、小型家電の再資源化委託に係る単価が、見込みより下回ったことによる減額などがございます。

また、12節委託料全体では、これらのほかに契約差金による減額などをするものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

26節公課費は、大気汚染負荷量賦課金が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、1項3目資源物処理維持管理費でございます。

10節需用費及び12節委託料は、契約差金が生じたことにより減額をするものでございます。

次に、2項1目塵芥処理場建設費でございます。

12節委託料及び14節工事請負費では、第2表及び第4表で説明申し上げました、令和6年度に施工等を行う分の新ごみ処理施設の建設に係る経費を、歳出予算に計上するものでございます。

次に、4款公債費1項2目利子でございます。令和4年度の借入分につきまして、利子の支払額の確定に伴い、減額するものでございます。

ページをおめくりいただき、次の10ページは給与費明細書、12ページから15ページにかけては債務負担行為支出予定額等調書、16ページは地方債現在高調書でございます。

以上が補正予算（第2号）の説明でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論は反対の方からお願いいたします。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第3号「令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方

の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

**日程第6 議案第4号 令和6年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について**

**日程第7 議案第5号 令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算**

○議長【木戸岡秀彦】 日程第6、議案第4号「令和6年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」及び日程第7、議案第5号「令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、以上2件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第4号及び議案第5号につきまして、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、既存の処理施設の適切かつ計画的な維持管理・運転を行い、効率的・安定的にごみと資源物を処理してまいりますとともに、3市の市民の皆様が将来にわたって安心して快適な生活を送ることができるよう、新ごみ処理施設の建設を着実に進めてまいります。

また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

令和6年度の予算総額は23億8,200万円でございます。

分担金につきましては、令和5年度と比較いたしまして2億3,000万円

の減となります、22億3,000万円の御負担をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしく御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

**○事務局長【足立浩志】** 令和6年度一般会計予算の内容につきまして、説明をいたします。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページを御覧ください。

事業の実施に当たりましては、(1)の「組合事業の基本事項」にございまして、関係法令を順守し、効率的かつ安定的に受け入れたごみ及び資源物の処理を行ってまいります。

既存の処理施設については、適切な維持管理及び運転を行うとともに、新ごみ処理施設建設工事を着実に進めます。

工事期間中は、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく処理委託等により、組織市のごみの処理に支障を来さないよう、方策を講じてまいります。

また、引き続き、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいります。

次に、(2)の令和6年度主要工事等でございますが、既存の4・5号ごみ焼却施設の各種補修工事のほか、足湯施設舗装改修工事、資源物中間処理施設整備の補修工事などを実施いたします。

また、新ごみ処理施設建設工事を進めますとともに、家庭などから排出される可燃ごみの一部を、多摩地域の他の市町村等のごみ焼却施設で処理していただく、可燃ごみ処理委託（広域支援）を継続します。

次に、2ページを御覧ください。

組織市3市から組合へのごみ・資源物の搬入量等の見込みでございます。

令和6年度は、可燃ごみが広域支援量を含めまして、5万6,618トン、不燃・粗大ごみが4,929トン、これら合計で、前年度の当初予算時と比べて1,621トン少ない6万1,547トンを見込んでおります。

資源物につきましては、容器包装プラスチックが3,812トン、ペットボトルが1,001トン、これら合計で、前年度の当初予算時と比べて312トン多い4,813トンを見込んでおります。

右側の3ページに処理の流れをお示ししてございます。

令和2年度末での3号ごみ焼却施設の稼働終了を受けまして、このページの左の上から2つ目の枠にございます4・5号ごみ焼却施設での焼却処理を最大限に行いながら、上段の枠にございますとおり、多摩地域の他の市町村等への可燃ごみ処理委託を継続してまいります。

なお、令和6年度の可燃ごみ処理の委託先といたしましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき協議を進めました結果、前年度と同様、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、西多摩衛生組合の3団体を予定してございます。

次に、9ページをお開きください。

衛生組合の主な財源である分担金の算出資料でございます。

分担金の算出方法につきましては、塵芥処理等分及び資源物処理分としまして、それぞれの運営経費10%を3市均等に、90%を令和4年度のごみまたは資源物の搬入量に応じて3市で案分した金額としております。

また、資源物中間処理施設の精算額につきましては、令和4年度の容器包装リサイクル協会拠出金相当分を3市の同年度の搬入量に応じて案分して、令和6年度の分担金から控除するものでございます。

令和6年度の分担金といたしましては、塵芥処理等分と資源物処理分を合わせまして、一番右下の欄にございますとおり、22億3,000万円をお願いす



るものでございます。前年度と比較しまして2億3,000万円の減とさせていただきます。

続きまして、予算書に沿いまして、内容を説明いたします。

予算書の表紙をおめくりください。

議案第5号の第1条に記載のとおり、令和6年度の組合事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ2億3,200万円を計上してございます。前年度当初予算に対しまして3億3,200万円の減でございます。

ページを6枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金につきましては、先ほど説明申し上げたとおりです。

2款使用料及び手数料は、組合敷地に設置されている電柱の土地使用料などでございます。

4款財産収入は、基金運用益の見込額を計上いたしました。

なお、施設整備基金について、債券による運用を予定しております。

5款繰入金です。財政調整基金繰入金は、歳出予算総額から分担金などの一般財源及び施設整備基金繰入金などの特定財源を除いた財源の繰入れをするものでございます。

施設整備基金繰入金は、新ごみ処理施設建設工事に関連して実施する、環境影響評価事後調査報告書作成業務委託に充当するものでございます。

6款繰越金は、前年度と同額の2,000万円でございます。

7款諸収入でございます。1項1目組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。

2項1目雑入は、鉄、アルミなどの金属類の売払いなどを見込んでおります。容器包装リサイクル協会からの拠出金につきましては、当初予算では2,000円の計上としております。

また、消費電気料は、不燃・粗大ごみ処理施設での使用量に応じた電気料金の支払いを、同施設の運営を委託する、新ごみ処理施設整備運営事業の特別目的会社から受けることとなりますため、歳入として計上するものでございます。

C E V補助金につきましては、クリーンエネルギー自動車を購入した際に国から補助金の業務を委託された一般社団法人次世代自動車振興センターから交付されるものでございます。令和6年度は、新たに電気自動車1台の購入を予定しております。

次に、ページを2枚おめくりいただき、6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費では、議員報酬及び議会開催等に要します速記委託などの経費のほか、ペーパーレスを推進するため、新たに議案等についてタブレット端末を活用したデータ提供に変更することに伴う費用を計上してございます。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。

1節報酬は、審査会の委員及び会計年度任用職員に対する報酬でございます。

2節給料は、特別職及び一般職の給料でございます。

3節職員手当等は、一般職の各種手当及び期末・勤勉手当でございます。

ページをおめくりいただき、8ページ、9ページを御覧ください。

4節共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。

7節報償費は、研修会講師の謝礼等でございます。

8節旅費は、職員の出張等に伴う旅費でございます。

9節交際費は、前年度と同額でございます。

10節需用費は、事務・事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。

1 1 節 役務費は、インターネット使用料及び施設見学時の傷害保険料でございます。

1 2 節 委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の作成及び全戸配布、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機器等保守整備委託でございます。

1 3 節 使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器のほか、新たに導入するペーパーリユース複合機の借上料及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。

ページをおめくりいただき、10ページ、11ページを御覧ください。

1 8 節 負担金、補助及び交付金は、全国都市清掃会議、職員の研修などの負担金及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。

なお、地域共生事業「えんとつフェスティバル」は、新ごみ処理施設建設工事が完了するまでは開催を中止いたします。令和6年度については、地域の方の要望を伺いながら、代替イベントを実施してまいります。

2 目 財産管理費でございます。1 0 節 需用費は、車両の燃料費、車両の修繕料などでございます。

1 1 節 役務費は、電話料、銀行の振込手数料、損害保険料などでございます。

1 2 節 委託料は、財務会計システムの改修に要する費用でございます。

1 3 節 使用料及び賃借料は、小平市及び東大和市にお支払いする土地借上料などでございます。

1 7 節 備品購入費は、ガソリン車1台を廃車し、新たに電気自動車1台を購入するための費用でございます。

2 4 節 積立金でございます。職員退職手当基金は、条例に基づき、組合固有職員の給料の8%相当分を、財政調整基金は、前年度歳計剰余金見込額の2分の1相当額をそれぞれ積み立てるほか、各基金で運用益の積立てをいたします。

ページをおめくりいただき、12ページ、13ページを御覧ください。

26節公課費は、自動車重量税でございます。

3目公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会への負担金でございます。

2項1目監査委員費は、監査委員の報酬などでございます。

3項1目余熱利用施設費は、足湯施設「こもれびの足湯」の管理・運営に要する費用でございます。

7節報償費は、足湯施設運営連絡会委員に対する謝礼でございます。

10節需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び修繕料などでございます。

11節役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。

12節委託料は、施設の管理や警備及び樹木の害虫駆除に要する費用でございます。

13節使用料及び賃借料は、AEDの借上料でございます。

14節工事請負費は、足湯施設舗装改修工事に伴う費用でございます。

次に、3款塵芥処理場費でございます。1項1目塵芥処理総務費、8節旅費は、担当職員の出張旅費でございます。

ページをおめくりいただき、14ページ、15ページを御覧ください。

11節役務費は、東京都公害防止管理者の登録に要する費用でございます。

13節使用料及び賃借料は、資源物の売却先への立入検査等に係る有料道路通行料でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、研修会・講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。

2目塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。

10節需用費は、排ガス・焼却灰の処理等に必要な薬品油脂類、施設の運転に係る電気料金、施設の修繕料などでございます。

11節役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送信するための電話料などでございます。

次の16ページ、17ページにかけまして、12節委託料でございます。参考資料の14ページ下段から16ページ上段にかけて、詳細を記載してございます。

処理・処分等委託は、最終処分場への焼却残渣の運搬業務などのほか、破碎残渣、使用済小型家電等の再資源化、可燃ごみ処理（広域支援）などを計上しております。

施設等維持管理委託は、焼却施設のプラント運転、炉内清掃などの処理場清掃、測定等委託は、各種環境測定業務及びダイオキシン類測定の委託、機器等保守整備委託は、各種機器類の保守点検業務の委託、運営維持管理委託は、不燃・粗大ごみ処理施設の運営の新ごみ処理施設整備運営事業の特別目的会社への委託でございます。

次に、14節工事請負費でございます。予算書では16ページ、17ページの中段、参考資料では16ページ上段に詳細を記載してございます。

焼却施設では、定期的な耐火物補修工事及びストーカ補修工事を、その他施設では、緊急を要する故障が発生した際に、迅速な対応を行うための緊急故障対策費などを計上しております。

15節原材料費では、焼却施設のストーカ部品等を購入するものでございます。

26節公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

予算書に戻りまして、16ページ、17ページ中段を御覧ください。

次に、3目資源物処理維持管理費でございます。資源物中間処理施設の維持管理に要する経費でございます。参考資料の16ページ下段から19ページ中段までに詳細を記載してございますので、併せて御覧ください。

10節需用費は、油圧作動油などの薬品油脂類、選別した資源物の梱包に必要なベール用バンドやフィルム等の消耗品費、施設の運転に要する光熱水費、施設の修繕料等を計上しております。

11節役務費は、電話料、建物総合損害保険料等でございます。

12節委託料は、残渣の運搬、容器包装プラスチックの再商品化、プラント運転、環境測定、各種機器の保守点検などに要する経費でございます。

13節使用料及び賃借料は、複合機等の借上料でございます。

14節工事請負費は、集じん系バグフィルター取替工事などに要する費用を計上しております。

予算書に戻りまして、18ページ、19ページ中段を御覧ください。

2項1目塵芥処理場建設費でございます。8節旅費は、担当職員の出張旅費でございます。新ごみ焼却施設に設置する整備等の工場検査のための特別旅費も計上しております。

12節委託料は、新ごみ焼却施設の建設工事に伴う周辺の生物等への影響を確認する環境パトロール等業務、東京都に提出する、新ごみ焼却施設の建設工事施工中の環境影響評価事後調査報告書の作成業務を計上しております。

13節使用料及び賃借料は、新ごみ焼却施設に設置する設備等の工場検査に係る有料道路通行料でございます。

次に、4款公債費でございます。1項1目元金は、平成28年度から令和2年度までの起債の元金の償還でございます。

同項2目利子は、平成28年度から令和5年度までの起債の利子の償還でございます。

5 款予備費には、1,000 万円を計上いたしました。

次の 20 ページから 25 ページまでは給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

26 ページ、27 ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

28 ページは、地方債現在高に関する調書でございます。

以上が、令和 6 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた、令和 6 年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。

**○議長【木戸岡秀彦】** 提案説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございますか。

**○5 番【尾崎利一】** 予算書の 11 ページのところで、財産管理費の委託料、システム改修等委託ですけれども、この内容を伺いたと思います。

それから、予算書 5 ページの財産収入の施設整備基金利子 613 万 9,000 円と、11 ページの財産管理費積立金の施設整備基金の 613 万 9,000 円、これは同額だと思いますけれども、債券による運用ということでしたけれども、債券による運用ということは、元本が保証されないと思うんですけれども、この 613 万 9,000 円の利子を得るに当たって、どれだけの金額を運用するのか。施設整備基金ということですから、基本的には施設整備に使う基金なわけで、それがどういう経過でこれだけ運用されるのか。それから、何年物をどれぐらい運用するのか。どのような債券なのか。そこら辺の詳細を伺いたと思います。

それから、予算書 17 ページ、塵芥処理維持管理費の測定等委託と、それから予算書 19 ページの資源物処理維持管理費の測定等委託のところですが、それぞれ、塵芥処理場のほうは、作業環境については、粉塵等作業環境に

係る測定年2回、環境計量については、臭気・水質に係る測定、搬入物検査については、搬入する資源物の展開検査と内容が書かれていますけれども、それぞれの測定について、これまで何か問題が発生しているのかどうか。それで、来年度予算については、測定等の、これまでより何か強化する内容等があるのかどうか、伺います。

それから、参考資料の19ページの集じん系バグフィルター取替工事について、その概要を伺います。

以上です。

**○総務課長【三野正彦】** それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の予算書の11ページ、委託料、システム改修等委託の内容でございますけれども、こちらは組合で導入しております財務会計システムのシステム改修でございます。こちらのシステムにつきましては、予算編成や予算執行、決算管理、契約、こういったものができるシステムでございます。システムを導入してから20年以上経過しておりますので、全面的なリニューアルを予定しております。1点目につきましては以上でございます。

続きまして2点目、施設整備基金の債券による運用というところでございます。施設整備基金につきましては、新ごみ処理施設整備のために積み立ててきた基金でございますけれども、経過といたしましては、この施設整備基金が建設費に充当してもなお10億円程度の残高が生じる見込みとなっております。今回、この残高部分について、債券による運用を予定しております。

運用額でございますけれども、令和6年度から令和10年度までの5年債券で5億円、令和6年度から令和15年度までの10年債券で5億円、合計10億円の債券の購入を予定しております。

どのような債券を購入するかというところでございますけれども、基本的には、調達資金がSDGs、環境分野への取組に貢献されるような事業に充当さ



れる債券、いわゆるSDGs債といったものを優先的に購入したいと考えてございます。

私からは以上でございます。

**○業務課長【岩本尚史】** 予算書の11ページ、19ページ等の環境測定の委託の関係でございますが、こちらにつきましては、これまでも法令に準拠した形で検査等を行って、問題がないということが確認できております。

ただ、ダイオキシン類等、これは立川の工場がなくなった関係で、その辺りの検査の仕方等も変わりますが、ダイオキシン類も基準値内でできているというところでございます。今後、周辺状況を踏まえながら実施していきたいと思っております。

もう1点が参考資料の19ページ、こちらは中間処理施設の集じん系バグフィルター取替工事の内容ということでございますが、こちらは稼働後5年が経過いたしまして、特に不具合等はございませんが、施設の保全計画に基づいて初めて実施するものです。粉塵を取り除くバグフィルターの目詰まり、また劣化による環境事故を防止するために、バグフィルターの交換、集塵能力を保持するという内容でございます。

以上でございます。

**○5番【尾崎利一】** ありがとうございます。

予算書5ページと11ページの施設整備基金の運用のところですけども、優先的にSDGs債を購入するということですけども、それ以外の債券も考慮に入れているのかどうかというのが1点。

それから、参考資料21ページで、施設整備基金残高は令和6年度末16億9,740万6,000円と、それから令和6年度の予算規模そのものが23億円という中で、10億円、施設整備基金が余ったので、それを運用に使うということですけども、施設整備基金として目的を立てて積み上げてきて、使わ

ない予定だということであれば、分担金を今後減らしていくとか、これを取り崩して3市に戻すなりしていただくとか、それから、重大事故の際にこの施設整備基金が充てられるように取っておくとかという必要があるのではないかと  
思うんですけれども、5年債、10年債ということであれば、これは動かせないということにもなるわけで、私は、普通だったらそうするのではないかと  
いうことで伺っているんですが、こういう形で運用していくということになった  
経過といたしますか、判断といたしますか、そこら辺について伺います。

**○総務課長【三野正彦】** まず、施設整備基金の債券運用のところのSDGs  
債以外の債券の購入予定というところがございますけれども、基本的には、安  
全性を考慮いたしまして、国債、地方債、政府保証債、財投機関債などという  
ところで限定をつけるような形で考えております。その中で、例えば都道府県  
が発行するような地方債などのSDGs債といったものが優先的に買えるので  
あれば購入したいと考えておりまして、ただSDGs債は発行体とか発行期間  
が限られておりますので、それ以外のものにつきましては先ほど申し上げた国  
債、地方債等を購入していきたいと考えております。

2点目の施設整備基金、残高10億円の運用に至った経緯というところでご  
ざいますけれども、まず、なぜ10億円残高が余ったのかと、その辺の経緯か  
ら説明させていただきます。施設整備基金につきましては、新ごみ処理施設整  
備費に充当するため、毎年積立てを行ってまいりまして、19年間積立てを行  
ってまいりまして、約33億円程度積み上がったところがございます。今回  
10億円残高が生じたという理由といたしましては、新ごみ処理施設整備事業  
を国の国土強靱化事業に位置づけたことによるものでございます。国土強靱化  
事業に位置づけられますと、国からの交付金が優先的に配分されるとともに、  
起債の充当率が90%から、これは補助分になりますけれども、100%とな  
るといったメリットがございます。このため組織市の国土強靱化事業計画に位

置付けていただいたところでございます。このことにより組合債の発行割合が90%から100%になったことから、その分、施設整備基金の繰入れが少なくなり、10億円の残高が生じたものでございます。

この10億円の残高の活用方法につきましては、議員御披瀝のようないろいろなお考えがあるかと思えます。そういった中で組織市と調整協議を行ってまいりまして、安全性を最優先としつつも、収益性も考慮して、今回、債券運用を行うということになったところでございます。

なお、施設整備基金につきましては、建設期間が満了するのが令和9年度までですので、基金としては存続させたいと考えております。今回10億円を債券運用して得た運用益につきましては、今後、令和9年度以降、議員御披瀝のありました、例えば分担金を減らすための基金に活用するとか、そういった活用方法については検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

**○議長【木戸岡秀彦】** ほかに質疑はございますか。

**○1番【佐藤徹】** 令和5年度も踏まえて、新ごみ焼却施設の工事について伺いたします。基本的には、順調に計画どおり令和5年度は進んでいて、令和6年度も今回の予算でいろいろ対応できるという理解でいいのか。もし課題があるとしたら、どの辺りになるのか。令和6年度は工事の山場を迎えます。特に令和7年2月に6万6,000ボルトの受電をするということで、令和6年度はプラントの配管工事をはじめ様々、大がかりな最後の工事になると思うのですが、課題があればどういうところかということをお聞かせいただければと思います。

それから、2点目が電気自動車についてですけれども、今回は令和6年度に1台購入ということですが、将来的に、基本的に全て電気自動車に交換されるのかどうか、伺っておきたいと思えます。

それから、隣の立川市におきましては、まだ若葉町の焼却施設の煙突が残っておりますが、70年稼働されまして、結果何が起こったかということですが、一昨年の12月に70年間の炉を止めたことによって、地域に大量のネズミが発生したという事案が発生しております。ただし、立川市は因果関係を認めておりません。小平市上水新町1丁目の特定のエリアにたくさんのネズミが出たということで、立川市で対応されないので、小平市でネズミの粘着テープを希望される市民の方に配ったということがございました。中島町の施設の場合は、同じエリアに新ごみ焼却施設ができますから、4号炉・5号炉の火を止めたときは、立川市の焼却施設の二の舞になってはいけないということです。今でもネズミはいると思うんです。中島町は玉川上水の至るところに住宅地もありますし、情報が入っているかどうか、そして近隣市民の方に影響を与えないような、具体的な対応をしていただきたいと思っているのですが、見解を伺ってみたいと思います。

以上です。

○業務課長【岩本尚史】 では私のほうから、既存の焼却施設の補修工事の関係でございます。令和7年10月の新ごみ焼却施設の稼働を見据えまして、現行の焼却炉が安定稼働できるよう、これまでも計画的に延命機能・性能維持等、施設保全を図ってまいりました。この結果、令和6年度も、必要最小限の機能・性能維持に係る補修工事とすることができたと思っております。今後も既存の焼却炉が安定稼働できるように、きちんと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○建設課長【小暮与志夫】 新ごみ処理施設の建設工事に係る課題点でございますけれども、まず令和5年度に関しましては、今現在、順調に工事のほうは進捗しております。令和6年度につきましては、先ほど山場であるというお話

もありましたけれども、プラント機械と建物の最終的な建設段階になってまいります。大型の機械も入ってまいりますので、建物とプラント機械の搬入を同時に行っていきますので、工程管理を十分に行っていくということが課題になってくると考えております。現在では予定どおり進められると考えておりますので、今後も、そのスケジュール管理に特に注意しながら工事のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

**○総務課長【三野正彦】** 電気自動車の買換えの関係でございます。現在、組合では乗用の自動車を4台所有しております。今後、長期包括運営委託が始まってまいりますと、業務内容も変わってまいりますので、4台のうち2台は、そのまま継続して使用した後、廃車にしていくということを考えております。残り2台になりますが、来年度1台電気自動車に買い換えた後、工事完成の令和10年度を目途にもう1台も電気自動車に買い換えたいという形で考えております。

以上でございます。

**○建設課長【小暮与志夫】** 最後のところですが、ネズミの関係でございます。やはりごみ処理施設にはネズミの存在もあると思います。特に今後、4・5号ごみ焼却施設を停止して解体する際には、ネズミの対策等を行いながら対応していきたいと考えております。

以上です。

**○1番【佐藤徹】** よろしく申し上げます。

令和6年度には工事の佳境を迎えると思うのですが、今、中島町の組合施設には3つに分けて警備員を配置されています。今私たちが使っている出入口のところ、そしてその西側、さらにはその西側の松の木通りが分岐するところの3か所に警備員を配置されて、日々警備をされていると思うのですが、これか

らそれぞれの工場の山場になりますので、特殊な車両も入ってきたりとか、いろいろなことがあります。この辺りの連携というのをきちんと対応していただきたいのですが、日々の警備員と一体となった管理を組合でも、きちんと確認しておられるのか、それが1点目です。

2点目は、将来的には、施設に、玉川上水緑道のほうから散歩される方々が入れるのかどうか。そこはもう塞いでしまって、どこも入るところはないのかどうか。あと、今は工事で囲っていますけれども、将来的には、玉川上水緑道側に新ごみ処理施設を建てましたので、かなり圧迫感があるように思うのですが、植栽も含めてどのような工夫をされるのか、されているのか。その2点、お伺いいたします。

**○建設課長【小暮与志夫】** まず1点目のこの組合の敷地に入る工事関係車両の安全確認のためのガードマンの配置ですけれども、議員のおっしゃるとおり、工場内に道路から入るところが3か所ございますので、こちらにそれぞれガードマンを立てて、安全監視をしております。このガードマンに関しましては、毎日、建築、それからプラント関係、どのような車が何時に入ってくるかということを確認して、把握しております。組合におきましても、特に大型車両が入る部分に関しましては把握しておりますことと、一番東側のゲートになりますけれども、こちらの一般の収集車両も入ってきますので、そちらとの兼ね合いを含めて、組合のほうでも管理しているという状況でございます。

それから2点目でございますけれども、新しい焼却施設ができた場合に、玉川上水緑道からこの組合の施設の中に入れる入り口を造ります。昼間の時間帯になりますけれども、自由に見学ができるようになりますので、こちらの玉川上水からアクセスできるような形を取らせていただいております。

それから植栽に関してですけれども、南側に工場棟が寄りますので、玉川上水緑道を歩かれている方からは、ちょっと工場が近くなるなということがあり

ますけれども、工場から南側にまず搬入車用の通路を造ります。さらに玉川上水側には、植栽帯を設けまして、圧迫感ができるだけ少なくなるような形で建設を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

討論は反対の方からお願いいたします。

○5番【尾崎利一】 議案第5号、令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算に賛成の討論を行います。

補正第2号と併せて、令和6年度、必要な焼却施設の更新を本格化させる、それから3市のごみのごみ処理業務を行うという点で必要な予算が計上されていると考えています。

ただ、1点、先ほども質疑しましたけれども、10億円の施設整備基金を国債等で債券運用するという点については反対です。日本の国債は、G7の中でもイタリアに次いで低い格付になっていて、大量の国債を日銀や年金の財源で引き受けているという状況の中から、どう出口戦略を立てていくのかという点で大変行き詰まっている状況があると考えていますし、その点で危険性も非常にあるのではないかとこの点が1点です。

それから、本来、施設整備基金ですから、施設整備に関わることに使われるべきで、5年間、10年間、債券運用で張りつけてしまうというやり方が、本来、施設整備基金の活用としてふさわしくない。こういうことをやるのであれ

ば、維持補修のため、大規模事故のときのためにきちんと取っておくとか、それから各市に戻すなどの形で使うべきだと。運用を当てにして10億円もの基金を運用に活用するというやり方は、本来のやり方からかけ離れていると思います。これについてはやるべきではないということを申し上げて、賛成討論とします。

○議長【木戸岡秀彦】 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

採決につきましては、議案ごとに行います。

最初に、議案第4号「令和6年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「令和6年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 日程第8 議案第6号 新ごみ処理施設建設工事請負契約 の変更について



○議長【木戸岡秀彦】 日程第8、議案第6号「新ごみ処理施設建設工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第6号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、現在進めております新ごみ処理施設建設工事につきまして、インフレスライド条項の適用による労務費、材料費等の増に伴い、工事に係る契約金額を変更するものでございます。

変更の内容は、契約金額を現行の302億3,900万円に14億2,120万円を増額し、316億6,020万円とするものでございます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【木戸岡秀彦】 提案説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 質疑を終了して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 それでは、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論は反対の方からお願いいたします。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【木戸岡秀彦】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第6号「新ごみ処理施設建設工事請負契約の変更について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【木戸岡秀彦】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに

決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会 2 月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 33 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 木戸岡 秀彦

小平・村山・大和衛生組合議会議員 三輪 博美

小平・村山・大和衛生組合議会議員 中野 志乃夫

小平・村山・大和衛生組合議会議員 高橋 弘志